

「生きる」を創る。

Aflac

パンフレット

2024年6月版

資産形成と保障のハイブリッド



見通しのきかない未来に、
堅実で 柔軟な 安心を。



「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」は、
お手元の資産を「増やす」ことができ、
将来の **介護** や **死亡** のリスクに
「備える」ことができる保険です。

契約年齢*

満18歳～満65歳

*契約内容により異なります。

毎月コツコツ
積み立て感覚で
資産形成をしながら
介護・死亡にも
備えたいお客さま

平準払

1～2
ページへ

お手元の
余裕資金を活用して
資産形成をしながら
介護・死亡にも
備えたいお客さま

一括払

3～4
ページへ

この保険は、「貯蓄（教育資金や老後生活資金準備など）、介護や障がいの保障、死亡時の保障、病気やケガの保障（がんや重大疾病の保障も含む）」を希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。



被保険者が、今までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがある場合、または、申請中の場合はお申し込みいただけません。

本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。



はお客さまにとくにご確認ください項目です。

ご契約の前に「契約概要・注意喚起情報」とあわせて必ずご確認ください。

アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。

- お申し込みの際には、この「パンフレット」のほか、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 「パンフレット」は大切に保管してください。

ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取り扱いが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り扱いに影響を与えることはありません。

- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・
ご相談ならびに苦情について

アフラックコールセンター 0120-555-027

月～金および第2・4土曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。
- ◇（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書（電子メール・FAXは不可）あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- ◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ、お申し込みは
〈募集代理店〉

◎この「パンフレット」にある保障内容などは、契約日が2024年6月2日以降の保険契約に適用となります（ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や保障内容を変更する場合があります）。

◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>



No.B24A102 24.06（新）

B24A102

AF金ツ課-2024-0001 2月22日

平準払
商品の特長
一括払

将来の
コース選択

将来のコース選択
のポイント

支払事由

公的介護保険制度
について

Q&A

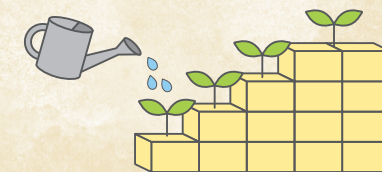
ご確認ください

ご契約後の
サービスについて

平準払 (月払)

毎月コツコツ積み立て感覚で 介護・死亡にも備えたいお客

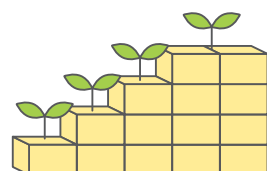
資産形成をしながら さまへ



特長① 増やす

将来に向けた資金を
確実に増やせます

保険料払込期間満了後に解約した場合、
解約払戻金はお払い込みいただいた
保険料より多く受け取れます。



⚠ 保険料払込期間中に解約した場合、
解約払戻金額は既払込保険料を下回ります。

特長② 備える

介護や死亡に
備えられます

▼保険料払込期間中
介護保険金・死亡保険金は、既払込保険料相当
額*となります。

* 災害死亡保険金は既払込保険料相当額×1.1

▼保険料払込期間満了後
介護保険金・死亡保険金は基本保険金額とな
ります。

●介護保険金のお受け取りの際は税金がかかりません。
詳しくは15ページ[Q7]をご確認ください。

特長③ 選べる

未来の自分が選べます

お申し込み時に決める必要はなく、
将来、必要な保障にあわせ、
ご希望のコースを選択できます。

介護

死亡

医療

年金

●選択できるコースや選択時期などについては、5～6ページ
をご確認ください。

特長④ 無告知で

健康状態を問いません

お申し込み時も、将来コースを選択するときも、
健康状態に関する告知は不要です。

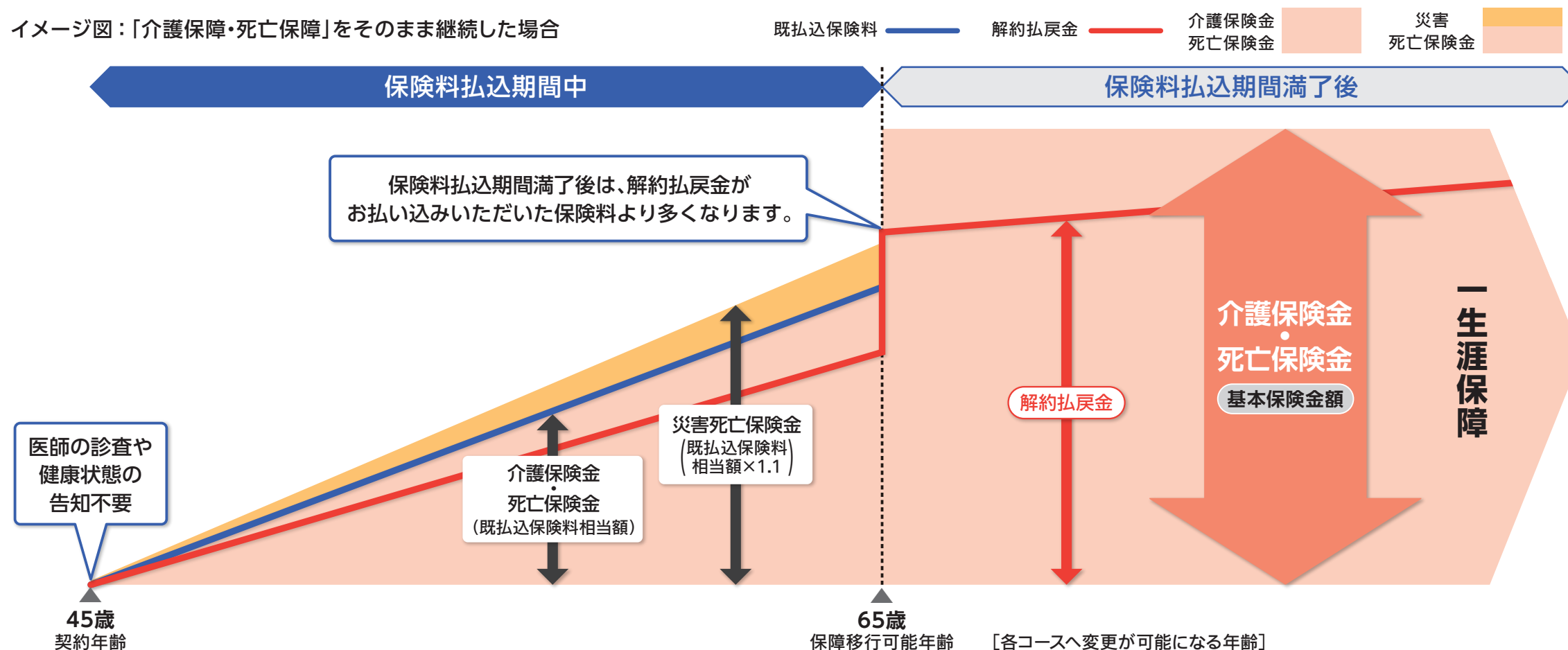
●被保険者が、今までに公的介護保険制度にもとづく
要支援・要介護の認定を受けたことがある場合、または、
申請中の場合はお申し込みいただけません。
また、コース変更日の前日までに公的介護保険制度に
もとづく要支援・要介護の認定を受けたことがあるとき、
または、コース変更日の前日に申請中のときは、「介護重点
保障コース」への変更はできません。
●被保険者の保険加入状況などによっては、お申し込みを
お引き受けできない場合やご希望の契約内容ではお引き
受けできない場合があります。

平準払 (月払) の例

ご契約例 契約者・被保険者：45歳

●保険期間：終身 ●保険料払込期間：65歳払済 ●保障移行 可能年齢：65歳

イメージ図：「介護保障・死亡保障」をそのまま継続した場合



以下からご選択いただけます

■基本保険金額

●200万円～3億円
※満18歳以上満24歳以下の方は1億円
※基本保険金額500万円以上より保険料の高額
割引制度が適用されます。
保険料の割引には以下の2種類があります。
①基本保険金額500万円以上1,000万円未満
②基本保険金額1,000万円以上
※保険金建・保険料建からご選択いただけます。

■保険料払込期間

●歳払済 (60歳・65歳・70歳・75歳)
●年払済 (10年・15年・16年・17年・
18年・19年・20年・21年・22年)

■保障移行可能年齢

●60歳・65歳・70歳・75歳

■保険料払込方法

●月払・半年払・年払から選択できます

介護保険金の支払事由

公的介護保険制度にもとづく「要介護2」以上の
状態に該当していると認定されたとき

支払事由の詳細や、「要介護2」の状態については、
9～10ページをご確認ください。

●介護保険金・死亡保険金・災害死亡保険金は、いずれか1回のお支払い
となります(いずれかのお支払いがあった時点で保険契約は消滅し
ます)。

●災害死亡保険金は保険料払込期間中のみの保障であり、保険料払込
期間満了後は災害死亡保険金のお支払いはありません(死亡保険金
をお支払いします)。

●保険料払込期間中の解約払戻金額をアフラック規定により計算した
解約払戻金の70%(既払込保険料に対する割合ではありません)に設定
しています。なお、保険料払込期間中に解約した場合は、保険料払込期間

満了日の翌日以降に解約した場合より解約払戻金額・戻り率が低くなり
ます。

●解約払戻金をお受け取りいただいた場合、その後の保障はありません。

平準払
商品の特長

一括払

将来の
コース選択

将来のコース選択
のポイント

支払事由

公的介護保険制度
について

Q&A

ご確認ください

ご契約後の
サービスについて

一括払(全期前納)

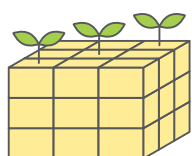
お手元の余裕資金を活用して 介護・死亡にも備えたいお客さまへ 資産形成をしながら



特長① 増やす

将来に向けた資金を 確実に増やせます

保険料払込期間満了後に解約した場合、**解約払戻金はお払い込みいただいた保険料より多く受け取れます。**



⚠ 保険料払込期間中に解約した場合、**解約払戻金額は既払込保険料を下回ります。**

●保険料払込期間中に解約した場合、未経過保険料をお返しするとともに、所定の解約払戻金をお支払いします。

特長② 備える

介護や死亡に 備えられます

▼保険料払込期間中
介護保険金・死亡保険金は、既払込保険料相当額*1*2となります。支払事由に該当した場合は、あわせて未経過保険料をお返しします。

*1 前納保険料とは異なります。
*2 災害死亡保険金は既払込保険料相当額×1.1

▼保険料払込期間満了後
介護保険金・死亡保険金は基本保険金額となります。

●介護保険金のお受け取りの際は税金がかかりません。詳しくは15ページ[Q7]をご確認ください。

特長③ 選べる

未来の自分が選べます

お申し込み時に決める必要はなく、将来、必要な保障にあわせ、ご希望のコースを選択できます。

介護

死亡

医療

年金

●選択できるコースや選択時期などについては、5～6ページをご確認ください。

特長④ 無告知で

健康状態を問いません

お申し込み時も、将来コースを選択するときも、**健康状態に関する告知は不要です。**

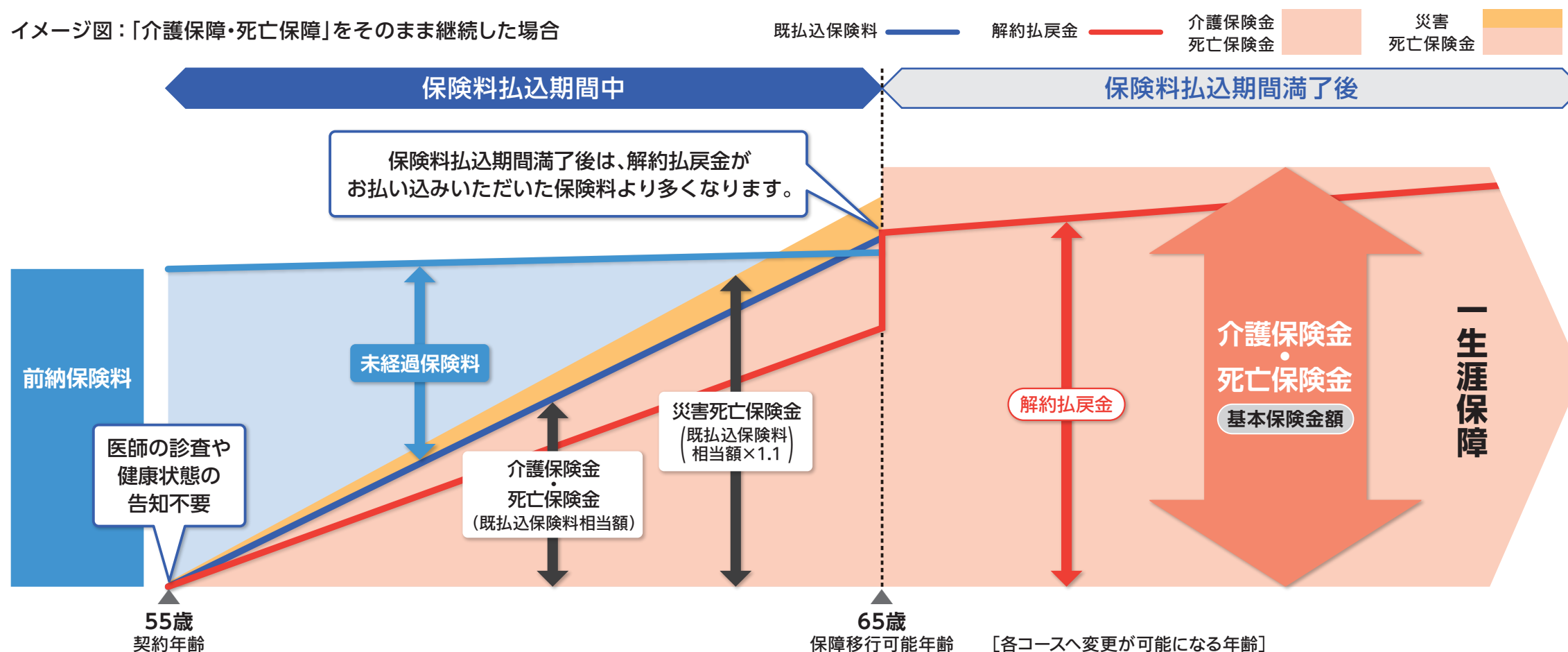
●被保険者が、今までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがある場合、または、申請中の場合はお申し込みいただけません。
また、コース変更日の前日までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがあるとき、または、コース変更日の前日に申請中のときは、「介護重点保障コース」への変更はできません。
●被保険者の保険加入状況などによっては、お申し込みをお引き受けできない場合やご希望の契約内容ではお引き受けできない場合があります。

一括払(全期前納)の例

ご契約例 契約者・被保険者：55歳

●保険期間：終身 ●保険料払込期間：10年払済 ●保障移行 可能年齢：65歳

イメージ図：「介護保障・死亡保障」をそのまま継続した場合



以下からご選択いただけます

■基本保険金額

●200万円～3億円
※満18歳以上満24歳以下の方は1億円
※基本保険金額500万円以上より保険料の高額割引制度が適用されます。
保険料の割引には以下の2種類があります。
①基本保険金額500万円以上1,000万円未満
②基本保険金額1,000万円以上
※保険金建・保険料建からご選択いただけます。

■保険料払込期間

●歳払済 (60歳・65歳・70歳・75歳)
●年払済 (10年・15年・16年・17年・18年・19年・20年・21年・22年)

■保障移行可能年齢

●60歳・65歳・70歳・75歳

●一括払(全期前納)とは、保険料払込期間の満了日までの保険料を契約時に一括してお払い込みいただくお取り扱いです。

※契約時に一括でお払い込みいただいた保険料(全期前納保険料)は、毎年の年単位の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当します。

介護保険金の支払事由

公的介護保険制度にもとづく **要介護2** 以上の状態に該当していると認定されたとき

支払事由の詳細や、**要介護2** の状態については、9～10ページをご確認ください。

●介護保険金・死亡保険金・災害死亡保険金は、いずれか1回のお支払いとなります(いずれかのお支払いがあった時点で保険契約は消滅します)。

●災害死亡保険金は保険料払込期間中のみの保障であり、保険料払込期間満了後は災害死亡保険金のお支払いはありません(死亡保険金をお支払いします)。

●保険料払込期間中の解約払戻金額をアフラック規定により計算した解約払戻金の70%(既払込保険料に対する割合ではありません)に設定しています。なお、保険料払込期間中に解約した場合は、保険料払込期間

満了日の翌日以降に解約した場合より解約払戻金額・戻り率が低くなります。

●解約払戻金をお受け取りいただいた場合、その後の保障はありません。

将来のコース選択

将来、必要な保障をご自身で選んで備えることができます。



●コース変更後の保障内容・金額などは、保険料・保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・契約年齢などにより異なります。なお、「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」については、コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決ま

るため、保障内容・金額などは保険のご契約時点で定まるものではありません。
●コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

ご契約例 保険料払込期間:65歳払済(保障移行可能年齢:65歳)

保険金のお支払いなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



*1 保険料払込期間満了後は災害死亡保険金のお支払いはありません。(死亡保険金をお支払いします。)

*2 被保険者がコース変更日の前日までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがあるとき、または、コース変更日の前日に申請中のときは、「介護重点保障コース」への変更はできません。

*3 5年間または10年間からご選択いただけます。

*4 年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間によっては、年金の受取総額が累計払込保険料を下回ることがあります。

平準払
商品の特長
一括払

将来の
コース選択

将来のコース選択
のポイント

支払事由

公的介護保険制度
について

Q&A

ご確認ください

ご契約後の
サービスについて

将来のコース選択のポイント

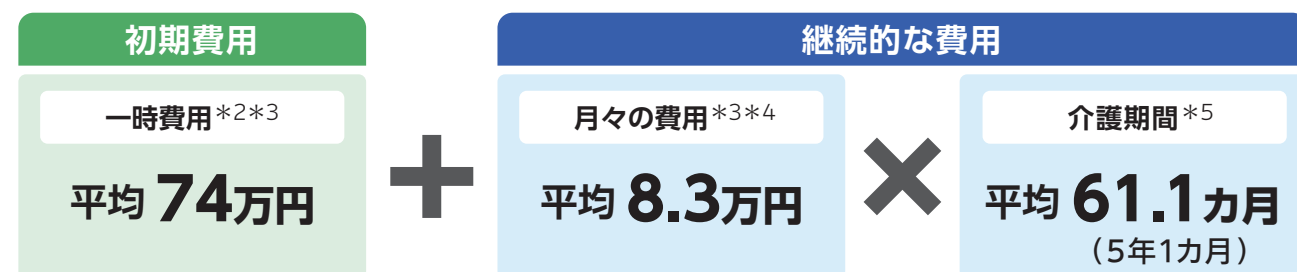
- コース選択ができ、ご自身に必要な保障や資金を準備することができます。
- コース選択時、健康状態に関する告知は不要です*1。



『介護費用』への備え

介護状態になった場合、**介護の平均期間(5年1カ月)**でかかる費用は平均約**581万円**となっています。
月々の費用はもちろん、初期費用として**住宅改修や介護用ベッドの購入など一時的にかかる費用**もあるため、まとまったお金があると安心です。

■ 介護に要した平均費用



- *2 「掛かった費用はない」を0円として平均を算出
- *3 公的介護保険サービスの自己負担費用を含む
- *4 「支払った費用はない」を0円として平均を算出
- *5 過去3年間に、高齢で要介護状態(寝たきりや認知症など)になった家族や親族の介護の経験がある人に、介護を始めてからの期間(介護中の場合は経過期間)を尋ねたもの

(公財)生命保険文化センター
「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」をもとにアフラック作成

おすすめのコース

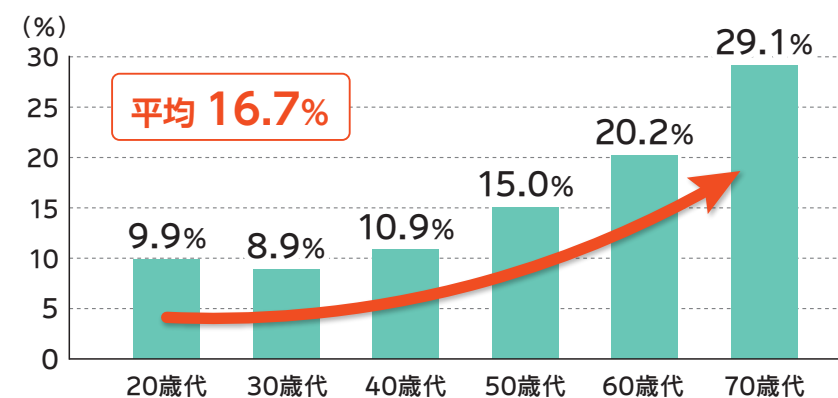
介護・死亡
同額保障
コース

介護重点
保障コース

『入院』への備え

過去5年間に入院した経験がある人の割合は、**年齢とともに増加傾向**にあります。

■ 過去5年間に入院した経験がある人の割合



(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」をもとにアフラック作成

おすすめのコース

医療保障
コース

ポイント!

健康状態にかかわらず
「医療保障コース」
に変更可能

その他 **死亡保障コース** もあります。

将来のコース選択については、5～6ページをご確認ください。

『老後資金』への備え

夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考える最低日常生活費は月額で平均**23.2万円**となっています。
 一方で、夫婦2人でゆとりある老後生活を送るために必要と考える老後生活費は月額で平均**37.9万円**です。

■ 老後の生活費

夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考える最低日常生活費
月額平均 **23.2万円**

夫婦2人でゆとりある老後生活を送るために必要と考える老後生活費
月額平均 **37.9万円**

(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」をもとにアフラック作成

おすすめのコース

確定年金
コース

終身年金
コース

保険料払込期間満了後に解約することで、
解約払戻金を教育資金としてご活用いただけます。

お子さまの教育資金は、すべて国公立の場合約1,055万円、
すべて私立の場合は約2,528万円かかります。

■ お子さまの教育費の目安

	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学	
国公立	47万円	211万円	162万円	154万円	481万円	すべて国公立 1,055万円
私立	92万円	1,000万円	430万円	316万円	690万円 (文系の場合)	すべて私立 2,528万円

幼稚園・小学校・中学校・高校は文部科学省「子供の学習費調査(令和3年度)」をもとにアフラック算出
 大学は日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果(令和3年度)」をもとにアフラック算出

*1 被保険者がコース変更日の前日までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがあるとき、または、コース変更日の前日に申請中のときは、「介護重点保障コース」への変更はできません。

支払事由

このようなとき、保険金などをお受け取りいただけます。

販売名称：資産形成と保障のハイブリッド ツミタス
正式名称：無告知型特別終身介護保険〔低解約払戻金〕

11～15ページの「Q&A」とあわせてご確認ください。
詳しくは「契約概要・注意喚起情報」
「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■保険料払込期間中の支払事由

保険金名称	支払事由	支払額	支払限度
介護保険金	つぎの①および②のすべてに該当したとき ①生まれて初めて公的介護保険制度にもとづく要支援 または要介護の状態に該当していると認定されたこと ②公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に 該当していると認定されたこと ※40歳未満の場合、公的介護保険制度にもとづく要支援または 要介護認定を受けることができないため、介護保険金のお支払 対象となりません。 要介護度の目安については、10ページ「公的介護 保険制度について」をご確認ください。	既払込保険料相当額	いずれか1回限り*2
死亡保険金	死亡したとき ※災害死亡保険金をお支払いする場合は、死亡保険金のお支払 いはありません。		
災害死亡 保険金*1	つぎのいずれかに該当したとき ①不慮の事故によって180日以内に死亡したとき ②所定の感染症によって死亡したとき	既払込保険料相当額 ×1.1	

■保険料払込期間満了後の支払事由*3

保険金名称	支払事由	支払額	支払限度
介護保険金	つぎの①および②のすべてに該当したとき ①生まれて初めて公的介護保険制度にもとづく要支援 または要介護の状態に該当していると認定されたこと ②公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に 該当していると認定されたこと 要介護度の目安については、10ページ「公的介護 保険制度について」をご確認ください。	基本保険金額	いずれか1回限り*2
死亡保険金	死亡したとき		

*1 災害死亡保険金は保険料払込期間中のみの保障であり、保険料払込期間満了後は災害死亡保険金のお支払いはありません（死亡保険金をお支払いします）。
*2 いずれかのお支払いがあった時点で保険契約は消滅します。
*3 「介護・死亡同額保障コース」の支払事由は、「保険料払込期間満了後の支払事由」と同様です。その他のコースに変更した場合の支払事由などについては、「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

リビング・ニーズ特約を付加することができます

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合に、被保険者に保険料払込期間満了後の主契約の死亡保険金の全部または一部をリビング・ニーズ保険金としてお支払いする特約です。

■保険料払込期間中は、リビング・ニーズ保険金のご請求はできません。
■「介護重点保障コース」へ変更をした場合には、本特約は消滅します。
■本特約の保険料のお払い込みは必要ありません。

公的介護保険制度について

公的介護保険制度とは、介護が必要になった場合、所定の年齢から介護サービスを受けることができる社会保険制度です（費用の一部は自己負担となります）。

公的介護保険制度にもとづく要介護度の目安

公的介護保険制度にもとづく要介護度は、介護を必要とする度合に応じて段階が定められています。認定は要支援1・2と要介護1～5の7段階に分かれています。



公的介護保険制度の被保険者の範囲

要介護状態となった原因を問わず公的介護保険のサービスを受けられるのは65歳からです。なお、40歳～64歳の場合は、対象となる病気が限定されます。

※2024年3月現在の公的介護保険制度にもとづき記載しています。
詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

年齢	39歳以下 (公的介護保険制度の対象外)	40歳～64歳 (第2号被保険者)	65歳以上 (第1号被保険者)
要介護状態の原因			
16種類の特定疾病 詳しくは、13ページの〔Q3〕 をご確認ください。	公的介護保険制度の サービスを受け ることが できません		公的介護保険制度の サービスを受け ることが できます
上記以外の 疾病・ケガ			

平準払
商品の特長

一括払

将来の
コース選択

将来のコース選択
のポイント

支払事由

公的介護保険制度
について

Q&A

ご確認ください

ご契約後の
サービスについて

Q&A いろいろな疑問にお答えします

詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q1 契約の取り扱い範囲について教えてください。

A1 保険料建・保険金建のお取り扱い範囲および通算加入限度は以下のとおりです。

保険料建の場合

最低保険料は以下の表のとおりです(取扱単位は1,000円となります)。
加えて、基本保険金額は200万円以上のお取り扱いとなります。

＜保険料建の場合の最低保険料＞

保険料払込方法	最低保険料
月払	5,000円
半年払	30,000円
年払	60,000円*1

*1 一括払(全期前納)の場合、全期前納保険料から算出された年払保険料が
上記年払保険料の基準を満たす必要があります。

保険金建の場合

基本保険金額は200万円以上100万円単位のお取り扱いとなります。
保険金建の場合、最低保険料はありません。

通算加入限度

通算加入限度は以下の表のとおりです。

＜「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」のみの基本保険金額の通算加入限度＞

被保険者の年齢	通算加入限度*2
満18歳以上満24歳以下	1億円
満25歳以上満65歳以下	3億円

＜アフラックすべての死亡関連商品(特約含む)の死亡保険金額*3の通算加入限度＞

被保険者の年齢	通算加入限度*2
満15歳以上満24歳以下	1億円
満25歳以上満70歳以下	5億円
満71歳以上	1億円

*2 職業・告知書扱による通算加入限度の規程を設けていません。

*3 死亡関連商品の死亡保険金額には「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の基本保険金額を含みます。

●変更後の保障額についてもアフラックの基準により限度額を定めています。

Q2 保険料はかけすてですか？

A2 「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」はかけすてではありません。
解約払戻金については以下のとおりです。

＜保障移行可能年齢まで＞

- 主契約
 - 契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年数などによって、アフラック所定の**解約払戻金をお支払いします**。なお、保険料払込期間中に解約した場合、アフラック規定により計算した解約払戻金に70%(既払込保険料に対する割合ではありません)を乗じた金額をお支払いします。
 - ご契約後、短期間で解約した場合、解約払戻金はないか、あってもごくわずかです。また、**保険料払込期間中の解約払戻金額は、既払込保険料を下回ります**。
- 一括払(全期前納)について、保険料払込期間中に解約した場合や、被保険者が死亡した場合は、**解約払戻金に加え**、保険料として充当しない金額(未経過保険料など)をお返しします。

＜保障移行可能年齢以降＞

選択したコース	解約払戻金	お支払いする金額
介護・死亡同額保障コース	あり	経過年月数により計算した解約払戻金をお支払いします。
介護重点保障コース	あり	
死亡保障コース	あり	
医療保障コース	あり	- コース変更した部分の解約払戻金(入院給付金日額の30倍の金額)と、コース変更後に残存する主契約の解約払戻金(経過年月数により計算します)の合計額をお支払いします。 - 被保険者が死亡したときは、契約者に入院給付金日額の30倍と同額の払戻金をお支払いします。
確定年金コース	—	「確定年金コース」に移行した部分は解約することができません。ただし、つぎの取り扱いがございます。 - 年金受取人は、未払の年金の現価を年金受取期間中いつでも一括で請求できます。 - 被保険者が死亡したときは、未払の年金の現価を一括でお支払いします。
終身年金コース	—	「終身年金コース」に移行した部分は解約することができません。ただし、つぎの取り扱いがございます。 1回目の年金支払日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の未払の年金の現価をいつでも一括で請求できます。 - 被保険者が死亡したときは、保証期間中の未払の年金の現価を一括でお支払いします。

平準払

一括払

将来の
コース選択

将来のコース選択
のポイント

支払事由

公的介護保険制度
について

Q&A

ご確認ください

ご契約後の
サービスについて

Q&A いろいろな疑問にお答えします

詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q3 介護保険金はどのような介護状態のときに受け取れますか？

A3

介護保険金の支払事由は以下のとおりです。

- つぎの①および②のすべてに該当したとき
- ①生まれて初めて公的介護保険制度にもとづく要支援または要介護の状態に該当していると認定されたこと

②公的介護保険制度にもとづく **要介護2** 以上の状態に該当していると認定されたこと
- 被保険者が40歳未満の場合は、公的介護保険制度にもとづく要支援または要介護認定を受けることができないため、介護保険金のお支払対象となりません。
公的介護保険制度の被保険者の範囲は、10ページをご参照ください。

●40歳～64歳の被保険者は、特定疾病(16種類)が原因で公的介護保険制度の **要介護2** 以上の認定がされた場合に、介護保険金のお支払いの対象となります。

■ 特定疾病

1	がん	医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る
2	関節リウマチ	
3	筋萎縮性側索硬化症	
4	後縦靱帯骨化症	
5	骨折を伴う骨粗しょう症	
6	初老期における認知症	
7	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病	
8	脊髄小脳変性症	
9	脊柱管狭窄症	
10	早老症	
11	多系統萎縮症	
12	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症	
13	脳血管疾患	
14	閉塞性動脈硬化症	
15	慢性閉塞性肺疾患	
16	両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症	

※2024年3月現在の公的介護保険制度にもとづき記載しています。
詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

Q4 被保険者が要介護状態になり、保険金などの請求連絡が難しい場合、どのようにしたらよいですか？

A4

あらかじめ「指定代理請求特約」の「指定代理請求人」を指定しておくことにより、ご家族の方が被保険者(受取人)に代わって保険金などの請求をすることができます。

「指定代理請求人」は、被保険者の配偶者・直系血族・3親等内の親族などを指定することができます。
詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q5 法人契約の取り扱いがありますか？

A5

はい。法人契約でお申し込みいただけます。
詳しくは、募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

Q6 「医療保障コース」に変更した場合の保障内容を教えてください。

A6

「医療保障コース」に変更した場合の保障内容は以下のとおりです
(入院給付金日額10,000円・保障移行可能年齢65歳の場合)。

		保険期間	
医療保障 *1	疾病入院給付金 災害入院給付金	病気・ケガの治療を目的として入院したとき 1日につき (1日目から)	10,000円
	手術 給付金	入院中に手術を受けたとき 1回につき	10万円
		外来による手術を受けたとき 1回につき	5万円
	重大手術	がんに対する開頭・開胸・開腹手術や心臓への開胸術などの所定の重大手術を受けたとき 1回につき	40万円
	放射線治療給付金	新生物の治療を目的として、 所定の放射線治療を受けたとき 1回につき	10万円
	先進医療一時金	病気・ケガで所定の先進医療*2を受けたとき 1回につき	10万円
死亡・介護・ 障害・ 加齢	健康祝金	5年ごとの期間が満了したときに生存かつ 5年ごとの期間中に継続10日以上入院に対する 疾病・災害入院給付金の支払いがなかったとき 70歳時、75歳時に それぞれ1回につき	20万円
	介護保険金 ・ 死亡保険金	公的介護保険制度にもとづく 要介護2以上の状態に該当していると 認定されたとき、または死亡したとき	介護保険金額・死亡保険金額

*1 被保険者が死亡した場合は、ご契約者に入院給付金日額の30倍と同額の払戻金をお支払いします。

*2 お支払いの対象となる「先進医療」とは、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。

- コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決まるため、保障内容・金額などは保険のご契約時点で定まるものではありません。
- ご契約内容によっては指定できる入院給付金日額の上限が異なります。
- コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。
- 保険金・給付金などの支払事由・支払限度について、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

平準払
商品の特長
一括払
将来の
コース選択
将来のコース選択
のポイント
支払事由
公的介護保険制度
について
Q&A
ご確認ください
ご契約後の
サービスについて

Q7 税法上の取り扱いについて教えてください。

A7

保険料・保険金・年金・給付金・解約払戻金の税金について

＜保険料について＞

- 納税する方が契約者（保険料負担者）、受取人が本人（契約者）または配偶者その他の親族（6親等内の血族と3親等内の姻族）であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」に分けられます。「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の払込保険料は、**一般生命保険料控除**の対象となります。
※将来変更（移行）するコースにかかわらず、保険料は一般生命保険料控除の対象となり、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。
※一括払（全期前納）の場合、保険料払込期間の満了日までの間、契約応当日ごとに充当されるその年の保険料が、毎年の生命保険料控除の対象となります。

＜保険金・年金・解約払戻金について＞

保険金	税金の種類	
介護保険金	介護保険金には税金はかかりません。 ※指定代理請求人が受け取る場合も、非課税となります。	
死亡保険金 ・ 災害死亡保険金	ご契約形態により、税の種類が異なります。	
	契約者（保険料負担者）と被保険者が同一人で、 受取人が相続人の場合	相続税*1
	契約者（保険料負担者）と受取人が同一人で、 被保険者が異なる場合	所得税（一時所得*2）
年金支払に 移行した部分の 年金	ご契約形態により、税の種類が異なります。	
	契約者（保険料負担者）と受取人が 同一人の場合	所得税（雑所得）
	契約者（保険料負担者）と受取人が 異なる場合	年金受給権取得時に、その税法上の評価額に対して贈与税が課税されます。 翌年から年金受取時には、課税・非課税部分に振り分け、課税部分に対して所得税（雑所得）が課税されます。
リビング・ニーズ 保険金	リビング・ニーズ保険金の受取人が被保険者の場合、税金はかかりません。	
解約払戻金	所得税（一時所得*2）となります。	

*1 死亡保険金・災害死亡保険金には、相続税非課税枠（契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数）があります。

*2 一時所得の課税対象額＝{(収入〔解約払戻金額または(災害)死亡保険金額〕－必要経費〔払込保険料合計額〕－特別控除}×1/2
特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円まで。

※法人契約の場合は異なります。
※2024年3月時点の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。
※実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

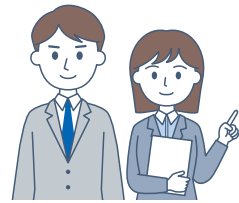
本商品のリスクについて

「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」には、保険料払込期間中に解約した場合、「元本割れ」（解約払戻金額が既払込保険料を下回る）リスクがあります。

■ 代表的な金融商品とのリスクの比較

金融商品のリスク	代表的な金融商品（株式・債券・投資信託）	「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」
元本割れリスク	下記各リスクの影響を受け、元本割れをするリスクがある	保険料払込期間中に解約した場合は、解約払戻金額が既払込保険料を下回るというリスクが生じる
流動性リスク	金融商品を売りたいときに売ることができなかったり、希望する価格で売れなかったりする可能性がある	
信用リスク（デフォルトリスク）	国や企業の財政難や経営不振などによって、元本や利息が返済されない可能性がある	会社が破綻した場合のリスクはあるものの、「生命保険契約者保護機構」によって契約が保護される ※ご契約の際にお約束した保険金額などが削減されることがあります。 ※生命保険契約者保護機構について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
株価（価格）変動リスク	株式の価格が上下することによって、投資した商品の価値が変動する可能性がある	
為替変動リスク	外貨建て商品の場合、為替相場の動きによって円換算による価値が変動する可能性がある	リスクはありません
金利変動リスク	金利の変動によって商品の価格が変動し、金利が上昇した場合は価格が下落する可能性がある	

ご契約後のサービスについて



アフラックでは、

健康や**医療**、**介護**に関する**不安**や**悩み**などを
幅広くサポートするサービスがあります。

アフラックの保険にご加入のすべての契約者さま*がご利用可能なサービスです。

*契約者さまが法人の場合、一部のサービスはご利用いただけません。

サービスの詳細やご利用にあたっての注意事項などは、
アフラックオフィシャルホームページをご確認ください。

URL <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/>

memo

商品の特長

平準払	一括払
-----	-----

将来の コース選択

将来のコース選択のポイント

支払事由

公的介護保険制度について

ご契約後の
サービスについて